

市民会館文化情報スペース 掲示情報募集！

市原市市民会館会議室棟1階ロビーに「文化情報スペース」を設けています。

市原市内で文化芸術活動をされている皆様に、イベントのご案内や会員の募集などを行っていただくためのスペースです。

情報掲示をご希望の方は、申込書に必要事項をご記入の上、市民会館会議室棟1階窓口までご提出ください。

●文化情報スペース掲示対象

- (1) 国、千葉県、市原市（教育委員会を含む）が主催する文化活動に関するもの
- (2) 財団が主催または共催する文化活動に関するもの
- (3) 市内の文化団体等が主催する文化活動に関するもの
- (4) 市内の学校等が主催する文化活動に関するもの
- (5) 市内の任意の団体が主催する文化活動に関するもの
- (6) その他財団が認める文化活動に関するもの

※いずれも営利を目的としないものに限ります。また、上記掲示対象の条件を満たしても、内容によっては掲示できない場合もありますので、事前にお問合せください。

●掲示費用：無料

●掲示できる物：リーフレット（A4サイズまで）

ポスター（B2サイズまで）

※スペースの都合上、お申し込んでも掲示できないこともございます。予めご了承ください。

【お問合せ】

（公財）市原市文化振興財団

0436-22-7111

別記様式（第6条関係）

市原市市民会館文化情報スペース掲示物等設置届出書

市原市市民会館指定管理者

公益財団法人市原市文化振興財団 あて

次のとおり、文化情報スペースに掲示物等を設置したいので届出ます。

届出日	年 月 日
届出者	(団体の場合は団体名と代表者名)
届出者の活動内容 (初回のみ団体規約 等を添付すること)	
連絡先電話番号	
掲示物名 (催し物名)	
開催場所	
掲示物等	<input type="checkbox"/> ポスター (サイズ / 枚)
	<input type="checkbox"/> リーフレット (サイズ / 枚)
	※ポスターはB2サイズ、リーフレットはA4サイズまでとします。
設置期間	年 月 日 から 年 月 日まで

【ご注意】

- (1) 文化情報スペース運用指針第5条の各号に該当する場合は、設置できません。
- (2) 設置期間は、届出日から2ヶ月間とします。なお、延長する場合は、別途ご相談ください。
ただし、スペースの都合上、ご希望に添えない場合もあります。
- (3) 設置終了後のポスターやリーフレットは、財団で破棄しますのでご了承ください。

財団記入欄

受付日	月 日	㊞
設置日	月 日	㊞
撤去日	月 日	㊞